

武蔵野市非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年6月9日

提出者 武蔵野市長 松下玲子

武蔵野市非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

武蔵野市非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和36年2月武蔵野市条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

次の表中、改正前の欄にのみ下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行う。

改正前	改正後	説明
<p>(目的及び適用範囲)</p> <p>第1条 この条例は、別に条例で定めるものを除き、非常勤職員（次に掲げる職員その他の非常勤の職を占める職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の2第1項第2号に掲げる職員及び法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）をいう。以下同じ。）に支給する報酬、費用弁償及び期末手当について定めることを目的とする。</p> <p>(1)から(42)まで (略)</p> <p><u>(43) 予防接種対策委員会の委員</u></p> <p>(44) (略)</p> <p><u>(45) 技能功労者等選考委員会の委員</u></p> <p>(45)の2及び(46) (略)</p> <p><u>(47) 交通安全対策協議会の委員</u></p> <p>(48)から(64)まで (略)</p>	<p>(目的及び適用範囲)</p> <p>第1条 この条例は、別に条例で定めるものを除き、非常勤職員（次に掲げる職員その他の非常勤の職を占める職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の2第1項第2号に掲げる職員及び法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）をいう。以下同じ。）に支給する報酬、費用弁償及び期末手当について定めることを目的とする。</p> <p>(1)から(42)まで (略)</p> <p><u>(43) 削除</u></p> <p>(44) (略)</p> <p><u>(45) 削除</u></p> <p>(45)の2及び(46) (略)</p> <p><u>(47) 削除</u></p> <p>(48)から(64)まで (略)</p>	<p>号の改正</p> <p>号の改正</p> <p>号の改正</p>

別表第2（第3条関係）

日額で定める報酬額

職名	報酬額
財産価格審議会の委員から保健センター運営委員会の委員まで（略）	
予防接種対策委員会の委員	〃 12,000円
環境市民会議の委員（略）	
技能功労者等選考委員会の委員	〃 12,000円
産業振興審議会の委員及び交通安全対策会議の委員（略）	
交通安全対策協議会の委員	〃 12,000円
自転車等駐車対策協議会の委員から選挙立会人まで（略）	

備考（略）

別表第2（第3条関係）

日額で定める報酬額

職名	報酬額
財産価格審議会の委員から保健センター運営委員会の委員まで（略）	
環境市民会議の委員（略）	
産業振興審議会の委員及び交通安全対策会議の委員（略）	
自転車等駐車対策協議会の委員から選挙立会人まで（略）	

備考（略）

項の削除

項の削除

項の削除

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

武蔵野市懇談会等の設置及び運営に関する指針（令和5年4月1日施行）の施行を踏まえ、所要の改正をするものである。